

福知山都市計画事業石原土地区画整理事業 保留地買受け申請要領

福知山都市計画事業石原土地区画整理事業に係る保留地の購入希望者に対する買受け申請要領は、次のとおりとします。なお「保留地」とは、土地区画整理事業をすることにより生み出された土地のことをいいます。

1 買受け申請

(1) 申請に必要な書類

- ① 保留地買受け申請書（様式第5号）
- ② 住民票抄本（法人の場合は、履歴事項全部証明書とします。）
- ③ 納税証明書（市税について滞納のないことの証明）

(2) 申請方法

- ① 上記書類を福知山市財務部資産活用課に持参又は郵送してください。
- ② 上記以外の方法（電話、FAX等）による申込みは一切受け付けませんので、ご注意ください。

(2) 申請時間

土曜日・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(3) 申請先

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
福知山市財務部資産活用課（TEL 0773-24-7068）

(4) その他

- ① 建設時期・建築業者の制限はありません。
- ② 1世帯または1法人による複数区画の申込みも可能です。
- ③ 申請者は、あらかじめ現地を確認したうえで間違いのないよう申請してください。（それぞれの保留地には、地番、面積等を表示した立看板を設置していますので、参考としてください。）
- ④ 虚偽の申し立てをされた場合は、その申請を無効とします。

2 売却決定通知

買受け申請書受付後、「保留地売却決定通知書」（様式第6号）を交付します。

3 保留地売買契約の締結

- (1) 保留地売買契約の締結は、石原土地区画整理事業の保留地処分に関する要綱第29条の規定により行います。
- (2) 申請者には、保留地売却決定通知を受けた日から60日以内に売買契約を締結していただきます。また、その際に契約代金の100分の10以上の金額を契約保証金として納付していただきます。（以降、申請者を契約者とします。）

契約保証金は、石原土地区画整理事業の保留地処分に関する要綱第36条の規定により、契約が解除された場合は還付しませんので、ご了承ください。

ただし、融資利用を計画されている方で、融資契約が不成立の場合は無利息で全額還付します。

- (3) 契約者には、契約代金を契約締結日から60日以内に一括で完納していただきます。
(但し、60日目が土曜日、祝日、日曜日の場合は、翌開庁日とします。) また、この場合、契約保証金を契約代金の一部に充当することができます。(以降、契約者を買受人とします。)

4 保留地の引渡し

- (1) 市は、買受人が売買代金を完納されたことを確認次第、現地立会いのうえ、現状のまま保留地を引渡します。その際、買受人には、保留地引受書を提出していただきます。
(2) 買受人は保留地の引渡しを受けたときから、使用収益を開始することが可能となり、この時点から保留地の維持管理を行なっていただくこととなります。

5 所有権移転登記

保留地の所有権移転登記は、市が行います。ただし、登記申請に必要となる登録免許税は負担いただきます。

6 その他

- (1) 保留地は現状有姿で引渡します。建築に係る擁壁、地盤改良、下水道汚水枡の位置変更、上水道の引込み、電柱・カーブミラー・植栽帯等の移設など手続き及び費用は全て買受人負担となります。
(2) 地耐力調査、土壌汚染調査、埋設物調査は実施しておりません。調査される場合の費用は全て買受人負担となります。
(3) この要領に定めのない事項については、石原土地区画整理事業の保留地処分に関する要綱並びに保留地売買契約書の定めによるものとします。

購入希望者は、この要領に記載された事項について熟知しておいてください。
また、建物を建築する際は、建築基準法や都市計画法等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：福知山市財務部資産活用課資産活用係
(電話 0773-24-7068)